

平成23年9月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(平成23年度9月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成23年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

福祉保健部

議案番号	件 名	課 名 等	頁
議案第1号	平成23年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 福祉保健課 長寿社会課 子育て応援課 青少年・家庭課 子ども発達支援課 医療政策課	1 2 4 8 19 20 21
	2 歳入歳出事項別明細書	/	22
	3 節の明細	/	26
	4 債務負担行為に関する調書	/	27

【予算以外】
(議 案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
議案第9号	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について	医療政策課	28

(報 告)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成23年8月24日専決)	福祉保健課	35
	(15) 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について (平成23年8月27日専決)	障がい福祉課	36
	(17) 鳥取県障害者施策推進協議会条例の一部改正について (平成23年9月1日専決)	障がい福祉課	41
報告第6号	長期継続契約の締結状況について	福祉保健課	43

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	6,810,111	7,875	6,817,986	6,102			1,773	
長寿社会課	10,536,823	131,309	10,668,132	2,000		124,189	5,120	
子育て応援課	5,594,584	162,425	5,757,009	8,761		126,505	27,159	
青少年・家庭課	2,513,117	51,133	2,564,250	25,566			25,567	
子ども発達支援課	1,595,756	556	1,596,312				556	
部計	54,390,908	353,298	54,744,206	42,429		250,694	60,175	

説明

1 健康長寿いきいき社会の推進

- ・介護職員処遇改善等事業
- ・鳥取県介護基盤緊急整備事業

2 安心医療体制の整備

- ・(新)【債務負担行為】鳥取県看護職員養成枠奨学金貸付事業

3 子育て環境日本一の推進

- ・(新)病児・病後児保育事業環境整備事業
- ・(新)保育士養成のあり方検討事業
- ・(新)重症心身障がい児・者関係医療機関会議費
- ・保育所に対する総合支援事業(保育対策等促進事業)
- ・特別支援保育体制強化事業
- ・子育て拠点施設等整備事業
- ・市町村地域子育て創生事業
- ・家族でお出かけ応援事業

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線: 7144)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活福祉資金貸付事業等補助事業	34,915	6,102	41,017	6,102				
トータルコスト	35,714	6,102	41,816	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の実施のための事務費について、東日本大震災の被災地を支援する経費を増額して助成するものである。

国の第一次補正予算において、都道府県社会福祉協議会が行う東日本大震災被災地の避難所等に特設会場を設けて行う生活福祉資金貸付事務及びボランティアコーディネーターとして社会福祉協議会職員を派遣するための経費が、新たに補助対象となったため増額補正する。

2 主な事業内容

- (1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
 (2) 補助率 国10/10
 ※東日本大震災に係る経費以外(当初要求分)については、国1/2、県1/2
 (3) 補助の内容 生活福祉資金貸付事業に係る事務費等(人件費等)
 (4) 所要経費

科目	金額
旅費	5,210,740円
消耗品費	113,300円
通信運搬費	141,660円
手数料	13,085円
使用料及び賃借料	623,273円
合計	6,102,058円

(5) 派遣の内容

	実績		今後の見込み		計
	派遣人員	派遣先	派遣人員	派遣先	
生活福祉資金貸付事業関連	3人	石巻市、仙台市、女川町 気仙沼市、南三陸町	2人	未定	5人
ボランティアコーディネーター関連	24人	全国社会福祉協議会 宮城県社会福祉協議会 七ヶ浜町社会福祉協議会 名取市社会福祉協議会	34人	名取市社会福祉協議会	58人
合計	27人		36人		63人

(6) 生活福祉資金貸付制度の概要

低所得者、障がい者又は高齢者等に対し、必要な資金の貸付と相談支援を行い、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的に、総合支援資金など必要な資金(総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種類)を貸し付ける制度。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

4 項 災害救助費

福祉保健課 (内線: 7142)

2 目 備蓄費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
備蓄費	1,538	1,773	3,311				1,773	
トータルコスト	2,337	1,773	4,110	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	委託契約、関係機関との連絡調整				
工程表の政策目標(指標)	適正な援護の実施							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成22年12月31日から山陰地方を襲った記録的な大雪において県の災害救助用毛布を使用し、また、東日本大震災において支援物資として同毛布を提供したためこれらの補充を行うものである。

補充にあたっては、東日本大震災の被災者支援のため県民の方々から提供されたものの、被災地で在庫過多となって搬送できず、県で保管することとなった毛布を活用させて頂こうとするものである。

2 主な事業内容

県で保管している毛布を災害救助用毛布として備蓄するため、長期保管用に加工する。

加工する枚数	2, 229枚
長期保管のための 毛布加工費用	795円/枚
予算額	1, 773千円

<加工等の概要>

クリーニングを行って、殺菌・防かび等加工し、真空パックを施したうえ、ダンボール箱に詰めて保管

3 その他

災害救助用毛布の使用及び備蓄の状況

備蓄場所	平成22年度 当初 備蓄枚数	平成22年度使用数量		平成22年度末 備蓄枚数
		豪雪 (H22.12.31)	東日本大震災 (H23.3.11)	
東部総合事務所	1,000	0	1,000	0
八頭総合事務所	500	0	500	0
中部総合事務所	1,000	100	620	280
西部総合事務所	1,000	9	0	991
日野総合事務所	500	0	0	500
計	4,000	109	2,120	1,771

平成23年度 一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課(内線:7158)

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取県災害ボランティア隊派遣事業負担金	0	5,120	5,120				5,120	
トータルコスト	0	5,120	5,120	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	負担金の交付事務				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
東日本大震災の復興支援のため、鳥取県社会福祉協議会が県民を対象に募集した被災地災害救援ボランティアを「鳥取県災害ボランティア隊」として被災地に派遣する経費に対して負担金を交付する。								
2 主な事業内容								
(1) 負担金の名称								
鳥取県災害ボランティア隊派遣事業負担金								
(2) 活動場所								
宮城県石巻市								
(3) 活動内容								
○被災地の家屋・店舗の片付け、泥だし、清掃								
○側溝の泥かき								
○農地の塩分を含んだ表土の撤去								
(4) 派遣実績								
区 分	派遣期間	派遣人数						
		ボランティア	スタッフ	計				
第1陣	4/5~9	26人	2人	28人				
第2陣	4/18~22	41人	4人	45人				
第3陣	5/17~21	20人	2人	22人				
第4陣	7/19~23	19人	2人	21人				
合 計		106人	10人	116人				
※派遣日程は4泊5日(車中泊2泊、現地作業3日間)								
※第5陣以降の派遣については、現地のニーズ等を踏まえて、今後、鳥取県社会福祉協議会が決定。								
(5) 交付先								
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会								
(6) 負担割合								
10/10(派遣経費の範囲内)								
(7) 所要経費								
区 分	支出額(円)	摘 要						
第1陣	1,018,966	スタッフ旅費、運転手旅費、消耗品費(手押し一輪車、飲料水、ポリタンク、ホース、作業用眼鏡等)、損害保険料、バス借上代等						
第2陣	1,209,938							
第3陣	566,486							
第4陣	742,400							
第5、6陣	1,501,600	第1~6陣までの通信運搬費						
共通経費	80,610							
合 計	5,120,000							

平成23年度 一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課(内線:7176)

4目 老人福祉費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護保険円滑推進事業	13,936	2,000	15,936	2,000				
トータルコスト	118,579	2,000	120,579	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	13.1人	0.0人	13.1人	介護給付適正化				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 介護給付適正化を推進するため、国の新規事業(10/10)である介護給付適正・適切化推進特別事業を実施する。</p> <p>2 主な事業内容 介護給付費が適正・適切に支払われるよう介護給付適正化システム(給付実績を基に各種帳票等を作成)を活用し、縦覧点検や医療情報の突合の実施内容の拡充を図る。 ※縦覧点検 介護給付の複数月の明細を確認することで、例えば複数月に1回しか算定できない給付が適切に行われているかチェックを行い、必要に応じて介護サービス事業者に給付費の返還を求める。 ※医療情報の突合 医療情報と介護情報の突合結果を基に、例えば同一日の両保険から給付がされている場合等疑義がある給付内容について確認を行い、必要に応じて介護サービス事業者に給付費の返還を求める。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 介護給付適正化事業については、これまでも、介護給付適正化システムを活用した縦覧点検の実施や、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、介護サービス事業者への指導監査等を行っている。しかし、県内の市町等(保険者)にあっては、人員体制や人事異動等による介護保険に関する専門的な知識不足等により、適正化事業が十分には行えていない状況である。今後、高齢化に伴い介護給付費がますます増加することが見込まれる中、給付適正化に特に効果のある縦覧点検、医療情報との突合について、全県下で取り組む。</p>								

平成23年度 一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課(内線:7178)

4目 老人福祉費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県介護基盤緊急整備事業	285,811	106,789	392,600			(基金繰入金) 106,789		
トータルコスト	288,207	106,789	394,996	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明				【「鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域の介護ニーズに対応するための介護拠点の整備、消防法施行令の改正(平成21年4月施行)に伴いスプリンクラー設置が義務付けられた施設の整備及び認知症高齢者グループホーム等の防災補強等に対し、国の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金を財源として造成した「鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を活用して支援する。 <基金造成額>1,550,626千円(H21~23年度の3カ年事業)</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 介護基盤緊急整備事業 90,182千円 市町村が地域の実情において整備する小規模施設等の創設に要する経費に対して補助する。 ・小規模特別養護老人ホーム 1施設 ・小規模多機能型居宅介護事業所 1施設 ・(整備中止)小規模多機能型居宅介護事業所 1施設 ※追加整備に対して介護基盤緊急整備事業に対応する基金が不足しているため、残額の範囲で支援する。</p> <p>(2) 既存施設スプリンクラー整備事業 10,107千円 消防法の改正に伴い、スプリンクラー設置が義務づけられた既存施設等に対し、スプリンクラー設置に要する経費に対して補助する。 ・小規模老人保健施設 1施設 (H23追加対象施設(基本額9千円)) $968\text{m}^2 \times 9\text{千円} = 8,712\text{千円}$ ・有料老人ホーム 1施設(併設施設あり) $155\text{m}^2 \times 6\text{千円} = 930\text{千円}$ (基本額10/10) $155\text{m}^2 \times 3\text{千円} = 465\text{千円}$ (加算額10/10)</p> <p>(3) 高齢者認知症グループホーム等防災補強改修等支援事業 6,500千円 利用者の安全性確保を図るため、地震等防災対策上必要な補強改修等に要する経費に対して補助する。 ・小規模多機能型居宅介護事務所 $1\text{施設} \times @6,500\text{千円} = 6,500\text{千円}$</p>								

平成23年度 一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課(内線:7178)

4目 老人福祉費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護職員処遇改善等事業	1,129,318	17,400	1,146,718			(基金繰入金) 17,400		
トータルコスト	1,130,117	17,400	1,147,517	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明				【「鳥取県介護職員処遇改善等臨時特例基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>施設開設時から安定した質の高いサービスが提供できるよう「鳥取県介護職員処遇改善等臨時特例基金」を活用し、支援する。</p> <p><基金造成額> 2,580,506千円 (H21~23年度の3ヵ年事業)</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>施設開設準備事業 17,400千円</p> <p>追加で整備を計画している小規模特別養護老人ホーム1箇所、小規模多機能型居宅介護事業所1箇所に要する施設開設準備経費を補助する。</p> <p>開設予定施設定員 38人×600千円(1人当たり) = 22,800千円</p> <p>整備中止施設定員 △9人×600千円(1人当たり) = △5,400千円</p>								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7150）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 病児・病後児 保育事業環境整備 事業	0	5,000	5,000			(基金繰入金) 5,000		
トータルコスト	0	5,000	5,000	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							
事業内容の説明				【「鳥取県安心こども基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>病児・病後児保育施設は、現在、県内に17施設あり、保護者が働きながら安心して子育てができる施設として、大きな役割を担っているが、財政基盤が必ずしも十分ではないところもある。</p> <p>収入のほとんどが人件費に当てられ、施設整備の経費が十分でないため、施設面の充実を図り、保育環境を整えることにより、病児・病後児保育のさらなる充実を図る。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>病児・病後児保育施設の備品整備及び修繕に要する経費に対して助成する。</p> <p>【実施主体】 市町村</p> <p>【事業主体】 市町村又は市町村が適当と認めた者</p> <p>【補助対象経費】 病児・病後児保育施設の備品整備及び修繕に要する経費 (例：遊具、教材等。修繕については、増築など現在の施設機能を大きく改善するような施設整備は対象外とする。)</p> <p>【補助対象経費の上限額】 備品整備 500千円 修繕 500千円</p> <p>【補助率】 10/10 (鳥取県安心こども基金<地域子育て創生事業>)</p> <p>【対象施設】 10施設</p>								
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>病児・病後児保育事業については、国の保育対策等促進事業費補助金による助成に加え、本年度6月補正で季節による利用児童数の変動に応じ、国の配置基準を超えて保育士等を配置する施設及び国の補助対象とならない小規模施設に対して助成する単県の制度を創設し、制度を充実したところ。</p>								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7570)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 保育士養成 のあり方検討事業	0	458	458				458	
トータルコスト	0	458	458	(補正に係る主な業務内容) 検討委員会の設置等				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内保育士の需給の将来推計、国における幼保一体化の動き等を踏まえ、関係機関等による検討委員会を設置し、保育士養成に係る良好な学習環境の提供、県内の保育及び幼児教育の質の向上を図るという視点から、保育専門学院の今後のあり方、現任保育士研修の充実策等について検討を行う。

2 主な事業内容

(1) 検討の視点及び内容

【視点】・保育士養成に係る良好な学習環境の提供

・県内の保育及び幼児教育の質の向上

【内容】・県内における保育士養成のあり方

・現任保育士等研修の充実等について

(2) 委員構成(案)

・鳥取県子ども家庭育み協会

・鳥取県私立幼稚園協会

・児童養護施設協議会

・鳥取大学

・市長会代表、町村会代表

・高等学校代表、保護者代表 等

(3) 開催回数

4回程度開催予定

【検討スケジュール】

平成23年11月 検討委員会設置(第1回検討委員会)

12月 第2回検討委員会(現地視察)

平成24年1月 第3回検討委員会

3月 第4回検討委員会

3 これまでの取組状況、改善点

県内部において保育専門学院及び現任保育士研修のあり方について検討を行ってきたが、関係機関等外部の方の意見を聞きながら、検討を深めていこうとするもの。

【保育専門学院の課題(運営及び施設)】

①幼稚園教諭免許の取得が通信教育(佛教大学)でしか取得できない。

②施設設備が狭隘で学習環境が不十分。また、教授体制が養成施設の基準以下。

③①のため、「各種学校」にならざるを得ず、育英会等の奨学金の対象にならない。など

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7150)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育て拠点施設等整備事業	224,715	152,000	376,715			(基金繰入金) 152,000		
トータルコスト	227,111	152,000	379,111	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人					
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							
【「鳥取県安心こども基金」充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>私立保育所の施設整備を行う事業者に補助を行う市町村に対して助成することにより、子どもを安心して育てることができるよう、保育・子育て環境の充実を図る。</p>								
2 主な事業内容								
<p>子育て拠点施設等整備事業のうち保育所緊急整備事業について、当初予算では予定していなかった保育所の整備が新たに予定されていることから、増額補正を行う。</p>								
<p><保育所緊急整備事業></p>								
<p>【事業の実施主体】 鳥取市</p>								
<p>【負担割合】 鳥取県安心こども基金1/2、鳥取市1/4、設置主体1/4</p>								
<ul style="list-style-type: none"> ・わかば保育園増改築 <ul style="list-style-type: none"> (設置主体) 社会福祉法人鳥取福祉会 (整備内容) 保育所の増改築(定員95人→110人) (総事業費) 18,704千円 (補助基準額) 18,704千円×1/2=9,352千円 ・湖山保育園改修 <ul style="list-style-type: none"> (設置主体) 社会福祉法人さとに会 (整備内容) 保育所老朽化に伴う改修(定員160人) (総事業費) 114,664千円 (補助基準額) 114,664千円×1/2=57,332千円 ・鳥取みどり保育園改築 <ul style="list-style-type: none"> (設置主体) 社会福祉法人鳥取こども学園 (整備内容) 保育所老朽化に伴う改築(定員150人) (総事業費) 107,967千円 (補助基準額) 107,967千円×1/2=53,983千円 								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7570)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
認定こども園設置促進事業	150,056	△85,772	64,284			(基金繰入金) △87,800	2,028	
トータルコスト	151,654	△85,772	65,882	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							

事業内容の説明

【一部「鳥取県安心こども基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

就学前の子どもに保育と幼児教育を一体的に提供する認定こども園の設置促進を図るため、幼稚園型認定こども園の認定に必要な施設整備費や設置後の運営費等を学校法人へ助成する市町村に対して補助を行う。

2 主な事業内容

補助を予定していた施設が安心こども基金事業の補助要件に該当しないことが判明したこと等に伴い補正する。

(単位: 千円)

区分	主な補助要件	当初予定施設	補正後予定施設	補正額
施設整備費補助事業 安心こども基金 (基金1/2 市町村1/4 事業者1/4)	幼保連携型の要件を満たす幼稚園型認定こども園の保育所機能部分において0歳又は1歳から5歳までの全年齢を受け入れる場合等	幼稚園型3園 ・あけぼの幼稚園(米子市) ⇒H24実施に変更 ・聖テレジア幼稚園(倉吉市) ⇒補助要件非該当 保育所緊急整備事業充当 ・倉吉幼稚園(倉吉市) ⇒補助要件非該当 単県事業充当	幼保連携型1園 ・ひかり幼稚園(鳥取市) ⇒幼保連携型認定こども園の保育所・幼稚園の共用部分に一部充当	△78,440
単県事業 (県1/2 事業者1/2 上限 1千万円)	上記の対象とならない幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の整備	幼稚園型1園想定	幼稚園型1園 ・倉吉幼稚園(倉吉市)	—
運営費補助事業 安心こども基金 (基金1/2 市町村1/4 事業者1/4)	上記施設整備費補助事業(安心こども基金)と同じ	幼稚園型1園 ・鳥取短期大学附属保育園(倉吉市) ⇒補助要件非該当 単県事業充当		△9,360
単県事業 (県10/10 1歳児のみ 1人当たり 月19,500円)	上記の対象とならない幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の運営費	幼稚園型1園想定	幼稚園型2園 ・鳥取短期大学附属保育園(倉吉市) ・倉吉幼稚園(倉吉市)	2,028

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7150）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育所に対する総合支援事業（保育対策等促進事業）	249,500	17,523	267,023	8,761			8,762	
トータルコスト	252,695	17,523	270,218	（補正に係る主な業務内容） 補助金交付事務				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人					
工程表の政策目標（指標）	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>保育所入所児童の増加等に伴い、保護者の多様な保育ニーズに対して、各地域ではそれぞれの特性に応じた対応が求められている。</p> <p>子どもの数に関わらず、子育ての負担軽減や仕事と子育ての両立支援など、保護者が働きながら安心して子育てができる環境づくりを総合的に推進することを目的として支援を行う。</p>								
2 主な事業内容								
<p>保育所等で行う休日保育等の特別保育事業を実施する市町村へ助成を行う。</p> <p>【実施主体】 市町村 【補助率】 2/3（国1/3 県1/3）</p>								
(1) 休日保育事業 180千円								
<p>保護者の勤務等により保育が必要な乳幼児を日曜、祝日に保育所で保育する事業</p> <p>○基準額の増による増額</p>								
(2) 病児・病後児保育事業 841千円								
<p>保護者の勤務等により病気の際自宅で保育が行えない場合、保育所、病院等において病気の児童を一時的に保育する事業</p> <p>○病後児保育事業から病児保育事業への変更（1施設）に係る補助対象経費の増による増額</p> <p>ア 病児対応型 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至らず集団保育が困難な児童対象</p> <p>イ 病後児対応型 病気の回復期であり集団保育が困難な児童対象</p>								
(3) 延長保育促進事業 16,502千円								
<p>民間保育所における11時間の開所時間を超えて保育する事業</p> <p>○実施施設の増による増額（55施設→60施設）</p>								
3 これまでの取組状況、改善点								
<p>・特別保育事業に関して各市町村の要望に応じた支援を行っている。</p> <p>平成23年度実施施設（平成22年度実績）</p> <p>休日保育事業 8施設（7施設）</p> <p>夜間保育事業 1施設（1施設）</p> <p>病児・病後児保育事業 12施設（12施設）</p> <p>延長保育促進事業 60施設（54施設）</p>								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7150）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別支援保育体制強化事業	77,220	15,166	92,386				15,166	
トータルコスト	78,019	15,166	93,185	（補正に係る主な業務内容） 補助金交付事務				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人					
工程表の政策目標（指標）	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
特別な支援を必要とする児童に対しては、各々の障がいの状況に応じ、早期の適切な支援が重要であることから、保育所が特別に支援が必要な児童を受入れるため、保育士を配置する経費に対して助成する。								
2 主な事業内容								
対象児童数が当初想定数を上回る見込みとなったため増額補正するもの。								
【実施主体】 市町村								
【負担割合】 県1／3、市町村2／3								
【対象児童数の増】 障がい児保育 238人→296人								
重度障がい児保育 11人→14人								
3 これまでの取組状況、改善点								
障がい児保育については、特別な支援を必要とする児童が増えてきているところから、平成20年度から、診断名がつかない場合でも、市町村の判断で障がい児保育事業対象児童として認めるよう改正を行うとともに、平成22年度から補助基準額及び負担割合の見直しを行い、保育所への支援を行っている。								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7150)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育所乳児途中受入円滑化事業	10,666	745	11,411				745	
トータルコスト	11,465	745	12,210	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>出産後、仕事を続けながら子育てをするため、乳児の保育所への入所希望は年々増加しているが、近年、景気の悪化で生活が苦しく、乳児を預けて新たに働かざるを得ない家庭や、育休を早く切り上げざるを得ない家庭が増えている。</p> <p>乳児保育は、職員の配置基準(乳児:保育士)が3:1であり、多くの保育士を必要とするが、年度途中で短期間雇用予定の非常勤保育士は募集しにくいいため、年度当初から乳児保育担当保育士を配置する経費を助成する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立保育所において、年度中途の乳児の入所に対応するため、年度当初から3ヶ月分の保育士を配置する経費に対し助成する。 ・配置人数が当初想定数を上回ったため、増額補正するもの。 <p>【実施主体】 市町村</p> <p>【負担割合】 県1/2 市町村1/2</p> <p>【配置人数の増】 57人(39施設)→61人(41施設)</p>								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7868）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源												
子育て王国とっとり建国運動推進事業（とっとり子育て応援パスポート）	35,968	963	36,931			(基金繰入金) 963													
トータルコスト	57,536	963	58,499	(補正に係る主な業務内容)															
従事する職員数	2.7人	0.0人	2.7人	システム改修業務															
工程表の政策目標(指標)	地域で子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、子育て家庭への総合的な支援施策を展開する。																		
事業内容の説明				【「鳥取県安心こども基金」充当事業】															
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成19年度から、企業・店舗と行政が連携して子育て家庭を応援するため、協賛店に提示するとお店独自のサービス（割引やポイント加算等）を受けられるパスポートを発行している。</p> <p>本事業については、利用者の利便性の観点から、インターネット上でパスポートの発行申請を行うことができるシステムを構築しているが、現行のシステムでは以下のような運用上の問題が生じているため、その改修を行う。</p> <p><問題点></p> <p>(1) 家族カードについては、インターネット申請ができない。 事業開始当初は1世帯1カードという想定だったため、昨年8月から運用開始した2枚目以降の家族カードについては、インターネット申請ができない。</p> <p>(2) 申請からパスポートの発行までに時間を要している。 インターネット申請の場合、週1回、システム運用業者から申請データが届くのを待って手続を行っているため、パスポート発行に時間を要している。</p> <p>(3) 協賛店へメール一斉配信ができない。 協賛店（約2千店舗）への情報提供は、郵便で行っており、発送作業が煩雑。</p>																			
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>システム改修の内容</th> <th>システム改修の効果</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 家族カードについてもインターネット申請を可能とする。</td> <td>申請者は市町村窓口に出向くことなく、自宅にいながらインターネットで申請が可能となる。</td> <td>438</td> </tr> <tr> <td>(2) システム運用業者を介さず、データベース情報に県担当が直接アクセスすることを可能とする。</td> <td>申請からパスポート発行までの日数を短縮でき、利用者の利便性が向上（最大14日間短縮）する。</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>(3) システムを利用して協賛店へメールの一斉配信を可能とする。</td> <td>県から協賛店への各種情報提供が容易になる。</td> <td>105</td> </tr> </tbody> </table>								システム改修の内容	システム改修の効果	補正額	(1) 家族カードについてもインターネット申請を可能とする。	申請者は市町村窓口に出向くことなく、自宅にいながらインターネットで申請が可能となる。	438	(2) システム運用業者を介さず、データベース情報に県担当が直接アクセスすることを可能とする。	申請からパスポート発行までの日数を短縮でき、利用者の利便性が向上（最大14日間短縮）する。	420	(3) システムを利用して協賛店へメールの一斉配信を可能とする。	県から協賛店への各種情報提供が容易になる。	105
システム改修の内容	システム改修の効果	補正額																	
(1) 家族カードについてもインターネット申請を可能とする。	申請者は市町村窓口に出向くことなく、自宅にいながらインターネットで申請が可能となる。	438																	
(2) システム運用業者を介さず、データベース情報に県担当が直接アクセスすることを可能とする。	申請からパスポート発行までの日数を短縮でき、利用者の利便性が向上（最大14日間短縮）する。	420																	
(3) システムを利用して協賛店へメールの一斉配信を可能とする。	県から協賛店への各種情報提供が容易になる。	105																	

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7868)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
家族でお出かけ応援事業	20,000	33,000	53,000			(基金繰入金) 33,000																
トータルコスト	21,598	33,000	54,598	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務																		
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人																			
工程表の政策目標(指標)	地域で子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、子育て家庭への総合的な支援施策を展開する。																					
事業内容の説明				【「鳥取県安心こども基金」充当事業】																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>乳幼児を連れた家族が外出しやすい環境づくりを促進するため、スーパーや飲食店等の来訪者を限定しない施設において、おむつ替えや授乳等のために必要な設備を整備した民間事業者に対して、補助金を交付する。</p> <p>※当初の見込みを上回る申請があることから、増額補正を行う。</p>																						
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業主体</td> <td>子育て家庭を応援するための設備の整備を行う民間事業者</td> </tr> <tr> <td>補助対象施設</td> <td>スーパー、食料品店、飲食店等、来訪者を限定しない施設</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>次に掲げる設備を新たに整備するための備品購入費、設置工事費、改装工事費等 ・おむつ替えのための設備(ベビーベット等) ・授乳のための設備(ついたて、カーテン、間仕切り、いす等) ・乳幼児の安全を確保するための設備(トイレのベビーキープ、店舗内の子ども用椅子等) ・キッズスペースの整備(遊戯マット、ブロッククッションマット、防護フェンス等)</td> </tr> <tr> <td>補助基準額</td> <td>1店舗あたり20万円(県10/10)</td> </tr> <tr> <td>財源内訳</td> <td>鳥取県安心こども基金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>平成22年度に補助した施設・店舗については、多くの施設での整備を進めるため、平成23年度事業では対象外とする。</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	事業主体	子育て家庭を応援するための設備の整備を行う民間事業者	補助対象施設	スーパー、食料品店、飲食店等、来訪者を限定しない施設	補助対象経費	次に掲げる設備を新たに整備するための備品購入費、設置工事費、改装工事費等 ・おむつ替えのための設備(ベビーベット等) ・授乳のための設備(ついたて、カーテン、間仕切り、いす等) ・乳幼児の安全を確保するための設備(トイレのベビーキープ、店舗内の子ども用椅子等) ・キッズスペースの整備(遊戯マット、ブロッククッションマット、防護フェンス等)	補助基準額	1店舗あたり20万円(県10/10)	財源内訳	鳥取県安心こども基金	その他	平成22年度に補助した施設・店舗については、多くの施設での整備を進めるため、平成23年度事業では対象外とする。
区分	内容																					
事業主体	子育て家庭を応援するための設備の整備を行う民間事業者																					
補助対象施設	スーパー、食料品店、飲食店等、来訪者を限定しない施設																					
補助対象経費	次に掲げる設備を新たに整備するための備品購入費、設置工事費、改装工事費等 ・おむつ替えのための設備(ベビーベット等) ・授乳のための設備(ついたて、カーテン、間仕切り、いす等) ・乳幼児の安全を確保するための設備(トイレのベビーキープ、店舗内の子ども用椅子等) ・キッズスペースの整備(遊戯マット、ブロッククッションマット、防護フェンス等)																					
補助基準額	1店舗あたり20万円(県10/10)																					
財源内訳	鳥取県安心こども基金																					
その他	平成22年度に補助した施設・店舗については、多くの施設での整備を進めるため、平成23年度事業では対象外とする。																					
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>昨年度の事業開始から、飲食店、小売店など県内約450箇所の店舗・施設において整備が行われており、乳幼児を連れた外出がしやすい環境づくりに取り組んでいる。</p>																						

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7573)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
市町村地域子育て創生事業	49,000	23,000	72,000			(基金繰入金) 23,000		
トータルコスト	51,396	23,000	74,396	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	補助金交付事務、関係機関との連絡調整				
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							
事業内容の説明				【「鳥取県安心こども基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>すべての家庭が安心して子どもを育てることができるよう、地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動に取り組む市町村に対して補助を行う。</p> <p>※当初の見込みを上回る計画があることから、増額補正を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 補助対象経費</p> <p>事業の実施に必要な報酬、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費)、役務費(通信運搬費等)、使用料及び賃借料、備品購入費等</p> <p>(2) 事業例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援施設の開設経費 ・地域住民等のボランティアと保育所等との連携による子育て支援に要する経費 ・保護者等を対象とした講演会、研修会等の開催経費等 <p>(3) 補助率</p> <p>10/10 (鳥取県安心こども基金<地域子育て創生事業>)</p> <p>(4) 所要額一覧</p>								
(単位: 千円)								
項目		補助金所要額		備考				
既計画分		49,000						
追加計画分		23,000						
合計		72,000		16市町・43事業				

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7572）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
未来のパパママ育み事業	2,000	342	2,342			(基金繰入金) 342		
トータルコスト	2,799	342	3,141	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	委託契約、関係機関との連絡調整				
工程表の政策目標(指標)	地域で子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、子育て家庭への総合的な支援施策を展開する。 十代の人工妊娠中絶実施率を下げる。(十代の人工中絶実施率6.0)							
事業内容の説明				【「鳥取県安心こども基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>高校生等に結婚・妊娠・子育て等に関する知識・情報を提供し、自分のライフプランを描いてもらうことで、将来、親となるための自覚と子育てへの関心・理解を深めてもらうことを目的とした「未来のパパママ育み出前教室」を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>当初想定していた講座回数を上回る申し込みがあり、増額要求を行う。(45講座→55講座)</p> <p>(1) 事業対象</p> <p>原則高校3年生(希望があれば大学生も対象とする)</p> <p>(2) 事業内容(委託先：鳥取県助産師会)</p> <p>助産師が学校に出向き、いのちの大切さと次世代にいのちをつなぐための心構え等手作り教材で伝える。</p> <p>3 これまでの取組状況</p> <p>平成22年度 27校 67講座 参加者数 3,024名</p> <p>平成23年度 22校 55講座(実施予定)</p>								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課 (内線: 7893)

2目 児童措置費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
児童措置費	1,518,711	51,133	1,569,844	25,566			25,567																	
トータルコスト	1,524,303	51,133	1,575,436	(補正に係る主な業務内容)																				
従事する職員数	0.7人	0.0人	0.7人	措置費の加算認定・支払																				
工程表の政策目標(指標) 児童虐待の未然防止と被虐待児の支援の充実																								
事業内容の説明																								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>児童福祉法の規定により施設入所措置等となった児童・母子が安心して暮らせる環境を整備し、自立を支援するために、同法が定める基準を確保するための費用を負担する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>民間児童福祉施設への措置(委託)に要する経費負担について、平成23年度から以下の制度変更等があったため増額する。</p> <p>○小規模グループケア加算の増額</p> <table border="1"> <tr> <td>加算概要</td> <td>施設の各生活単位(ユニット)の規模を小規模化(概ね4人~8人)し、1つの生活単位当たりの養育児童人数を少なくすることで、より家庭的な雰囲気の中で充実した養育・支援を行うもの。 それにかかる人件費・運営費等の加算</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td>1施設あたりに加算が認められるユニットの数の上限の増。 改正前: 上限2つ(一定要件の下、県内1施設のみ3つ) 改正後: 6つ</td> </tr> <tr> <td>補正額</td> <td>49,936千円</td> </tr> <tr> <td>財源内訳</td> <td>国1/2、県1/2</td> </tr> </table> <p>○自立援助ホームの増額</p> <table border="1"> <tr> <td>事業概要</td> <td>義務教育修了児童等に対し、共同生活を行いながら、日常生活上の援助及び生活指導、就業支援を行う事業。</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td>入所定員の変更に伴う増 施設の入所定員が増加した施設があり、その増加に伴う事務費の増額</td> </tr> <tr> <td>補正額</td> <td>1,197千円</td> </tr> <tr> <td>財源内訳</td> <td>国1/2、県1/2</td> </tr> </table>									加算概要	施設の各生活単位(ユニット)の規模を小規模化(概ね4人~8人)し、1つの生活単位当たりの養育児童人数を少なくすることで、より家庭的な雰囲気の中で充実した養育・支援を行うもの。 それにかかる人件費・運営費等の加算	変更内容	1施設あたりに加算が認められるユニットの数の上限の増。 改正前: 上限2つ(一定要件の下、県内1施設のみ3つ) 改正後: 6つ	補正額	49,936千円	財源内訳	国1/2、県1/2	事業概要	義務教育修了児童等に対し、共同生活を行いながら、日常生活上の援助及び生活指導、就業支援を行う事業。	変更内容	入所定員の変更に伴う増 施設の入所定員が増加した施設があり、その増加に伴う事務費の増額	補正額	1,197千円	財源内訳	国1/2、県1/2
加算概要	施設の各生活単位(ユニット)の規模を小規模化(概ね4人~8人)し、1つの生活単位当たりの養育児童人数を少なくすることで、より家庭的な雰囲気の中で充実した養育・支援を行うもの。 それにかかる人件費・運営費等の加算																							
変更内容	1施設あたりに加算が認められるユニットの数の上限の増。 改正前: 上限2つ(一定要件の下、県内1施設のみ3つ) 改正後: 6つ																							
補正額	49,936千円																							
財源内訳	国1/2、県1/2																							
事業概要	義務教育修了児童等に対し、共同生活を行いながら、日常生活上の援助及び生活指導、就業支援を行う事業。																							
変更内容	入所定員の変更に伴う増 施設の入所定員が増加した施設があり、その増加に伴う事務費の増額																							
補正額	1,197千円																							
財源内訳	国1/2、県1/2																							

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子ども発達支援課（内線：7151）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)重症心身障がい児・者関係医療機関会議費	0	556	556				556	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	会議開催に係る連絡調整、実施				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内において、重症心身障がい児・者が急速に増加し、重症化してきており、これらの方々を支援するための体制を整備する必要がある。

このため、重症心身障がい児・者関係医療機関等が、各機関の現状や機能及び問題点を共有したうえで円滑な連携について検討するとともに、障がい児施策及び周産期医療等に関する施策の課題を共通認識し、解決に向けての提言を行うため、全県、地域別及び島根県との合同会議を開催する。

2 主な事業内容

(1) 協議事項

議題	協議内容
①高卒成人重症心身障がい児・者の利用施設	介護者の高齢化や加齢により在宅生活が難しくなった方の受け入れ先の不足への対応
②ポストNICU	NICU 病床の活用を図るための受け入れ施設、病院体制等の対応及び連携
③(超)重症心身障がい児・者の医療	重症心身障がい児施設での重篤な医療ケアの実施対応
④(超)重症心身障がい児・者のショートステイ	在宅の生活を支えるための、保護者の体調不調等の緊急時のショートステイ等の受け入れを行うための対応

(2) 参加想定機関

周産期母子医療センター(鳥取大学医学部付属病院等)、重症心身障がい児施設、福祉関係事業所等

(3) 会議開催計画

会議名称(仮称)	参集範囲	開催回数
鳥取県重症心身障がい児・者関係医療機関会議	全県	1回
地域別重症心身障がい児・者関係医療機関会議	東部、中・西部地域別	各地域2回
山陰重症心身障がい児・者関係医療機関会議	島根県との合同	1回

<参考>

※NICU(新生児集中治療管理室)とは

身体の機能が十分でないまま産まれた新生児や、先天性の障がいなどにより集中治療を必要とする新生児のために、保育器、人工呼吸器、微量輸血ポンプ、呼吸循環モニターなどの機器を備え、主として新生児を専門とするスタッフが24時間体制で治療を行う病室。

※超重症心身障がいとは

重度の身体障がいと重度の知的障がいなどが重複している重症心身障がいのうち、医学的管理がなければ呼吸することや栄養を摂取することも困難な状態。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課 (内線: 7190)

3目 保健師等指導管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県看護職員養成 枠奨学金貸付事業	債務負 担行為 0 0	債務負担行為 28,800 0	債務負担行為 28,800 0				債務負担行為 28,800 0	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	奨学生募集				
工程表の政策目標(指標)	看護職員数の増(目標値: 5,250人(平成30年末))							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

本県の看護師の資質の向上と看護職員の確保を図るため、平成24年度から鳥取大学医学部(保健学科看護学専攻)が計画している将来、県内の医療機関において看護師、助産師の業務に従事する人材を養成する入学枠の入学者に対する奨学金を設定する。

2 主な事業内容

○鳥取県看護職員奨学金貸付制度

貸付枠	地域枠: 10人以内	鳥取県看護職員養成枠: 10人以内
奨学金の額	月額60,000円(年額720千円)	月額60,000円(年額720千円)
返還免除	大学卒業後2年以内に助産師免許又は看護師免許を取得した後、直ちに県内の病院・診療所等に常勤看護職員等として6年以上勤務した場合	
	200床未満の病院、精神病床が80%以上を占める病院、診療所等	全額免除
	200床以上の病院、看護職員養成施設(看護教育担当教員)	半額免除

○債務負担行為限度額

期間	区分	限度額	説明
H24	総額	28,800千円	7,200千円×4年
~27年度	各年度	7,200千円	60千円/月×12月×10人

平成23年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	3款 民生費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部			1項 社会福祉費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	393,813		393,813	361,718		361,718	155,006		155,006
2	給料	1,631,112		1,631,112	1,563,540		1,563,540	372,585		372,585
3	職員手当等	908,559		908,559	874,503		874,503	188,344		188,344
4	共済費	647,618		647,618	617,551		617,551	148,251		148,251
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	484		484	484		484			
8	報償費	81,790	774	82,564	70,857	774	71,631	26,927		26,927
9	旅費	94,485	240	94,725	86,021	240	86,261	56,529		56,529
	費用弁償	9,357		9,357	7,881		7,881	2,853		2,853
	普通旅費	56,149		56,149	52,328		52,328	33,635		33,635
	特別旅費	28,979	240	29,219	25,812	240	26,052	20,041		20,041
10	交際費									
11	需用費	206,210		206,210	195,066		195,066	49,254		49,254
12	役務費	92,977		92,977	84,582		84,582	22,920		22,920
13	委託料	2,526,060	56,211	2,582,271	2,468,107	56,211	2,524,318	569,429	2,000	571,429
14	使用料及び賃借料	96,001		96,001	91,216		91,216	48,301		48,301
15	工事請負費	59,587		59,587	59,587		59,587	55,840		55,840
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	11,329		11,329	10,766		10,766	7,072		7,072
19	負担金、補助及び交付金	32,887,494	296,073	33,183,567	32,527,442	296,073	32,823,515	27,876,665	135,411	28,012,076
20	扶助費	4,832,942		4,832,942	4,832,942		4,832,942	2,381,096		2,381,096
21	貸付金	68,476		68,476	68,276		68,276	68,276		68,276
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	250,716		250,716	250,496		250,496	246,337		246,337
26	寄附金	1,250		1,250	1,250		1,250	50		50
27	公課費	90		90	90		90			
28	繰出金	2,512		2,512	2,512		2,512			
	予備費									
	計	44,793,505	353,298	45,146,803	44,167,006	353,298	44,520,304	32,272,882	137,411	32,410,293
財源内訳	国庫支出金	4,382,202	42,429	4,424,631	4,153,934	42,429	4,196,363	1,562,906	8,102	1,571,008
	地方債									
	その他	6,837,350	250,694	7,088,044	6,777,258	250,694	7,027,952	5,103,180	124,189	5,227,369
	一般財源	33,573,953	60,175	33,634,128	33,235,814	60,175	33,295,989	25,606,796	5,120	25,611,916

平成23年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費						2項 児童福祉費		
		1目 社会福祉総務費			4目 老人福祉費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	106,936		106,936	11,598	11,598	184,069		184,069	
2	給料	372,585		372,585			1,093,351		1,093,351	
3	職員手当等	188,344		188,344			636,506		636,506	
4	共済費	141,819		141,819	1,615	1,615	429,957		429,957	
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金						484		484	
8	報償費	2,105		2,105	5,610	5,610	43,688	774	44,462	
9	旅費	23,745		23,745	11,292	11,292	25,697	240	25,937	
	費用弁償	646		646	358	358	4,196		4,196	
	普通旅費	22,078		22,078	2,971	2,971	15,838		15,838	
	特別旅費	1,021		1,021	7,963	7,963	5,663	240	5,903	
10	交際費									
11	需用費	21,055		21,055	7,764	7,764	138,855		138,855	
12	役務費	4,169		4,169	5,084	5,084	58,531		58,531	
13	委託料	118,918		118,918	148,875	2,000	150,875	1,885,716	52,438	1,938,154
14	使用料及び賃借料	13,792		13,792	3,012	3,012	41,741		41,741	
15	工事請負費	55,840		55,840			3,747		3,747	
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	240		240	50	50	3,694		3,694	
19	負担金、補助及び交付金	653,290	11,222	664,512	15,921,620	124,189	16,045,809	4,408,678	160,662	4,569,340
20	扶助費				1,048,732	1,048,732	1,385,921		1,385,921	
21	貸付金	68,276		68,276						
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	5,379		5,379	235,490	235,490	2,621		2,621	
26	寄附金									
27	公課費						90		90	
28	繰出金						2,512		2,512	
	予備費									
	計	1,776,493	11,222	1,787,715	17,400,742	126,189	17,526,931	10,345,858	214,114	10,559,972
財源内訳	国庫支出金	83,124	6,102	89,226	156,376	2,000	158,376	1,801,051	34,327	1,835,378
	地方債									
	その他	177,856		177,856	3,186,425	124,189	3,310,614	1,596,866	126,505	1,723,371
	一般財源	1,515,513	5,120	1,520,633	14,057,941		14,057,941	6,947,941	53,282	7,001,223

平成23年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		2項 児童福祉費						4項 災害救助費		
		1目 児童福祉総務費			2目 児童措置費			補正前	補正額	補正後
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後					
1	報酬	80,915		80,915	2,121		2,121			
2	給料	1,093,351		1,093,351						
3	職員手当等	636,506		636,506						
4	共済費	418,269		418,269	321		321			
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	54		54						
8	報償費	13,554	774	14,328						
9	旅費	15,171	240	15,411				20		20
	費用弁償	2,309		2,309						
	普通旅費	7,821		7,821				20		20
	特別旅費	5,041	240	5,281						
10	交際費									
11	需用費	29,813		29,813				202		202
12	役務費	14,310		14,310				88		88
13	委託料	227,175	1,305	228,480	1,449,372	51,133	1,500,505		1,773	1,773
14	使用料及び賃借料	10,634		10,634				59		59
15	工事請負費	3,747		3,747						
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	1,965		1,965						
19	負担金、補助及び交付金	1,969,223	160,662	2,129,885	2,216,195		2,216,195			
20	扶助費	1,212		1,212	1,044,115		1,044,115	20,000		20,000
21	貸付金									
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	2,621		2,621				1,538		1,538
26	寄附金							1,200		1,200
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	4,518,520	162,981	4,681,501	4,712,124	51,133	4,763,257	23,107	1,773	24,880
財源内訳	国庫支出金	409,154	8,761	417,915	1,216,481	25,566	1,242,047	127		127
	地方債									
	その他	999,217	126,505	1,125,722	35,664		35,664	11,538		11,538
	一般財源	3,110,149	27,715	3,137,864	3,459,979	25,567	3,485,546	11,442	1,773	13,215

平成23年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費			福祉保健部 合計		
		うち福祉保健部					
		4項 災害救助費					
		2目 備蓄費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬				422,995		422,995
2	給料				2,261,784		2,261,784
3	職員手当等				1,274,546		1,274,546
4	共済費				887,173		887,173
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	賃金				2,714		2,714
8	報償費				126,092	774	126,866
9	旅費				139,228	240	139,468
	費用弁償				10,466		10,466
	普通旅費				80,078		80,078
	特別旅費				48,684	240	48,924
10	交際費						
11	需用費				289,846		289,846
12	役務費				133,118		133,118
13	委託料		1,773	1,773	2,799,242	56,211	2,855,453
14	使用料及び賃借料				129,143		129,143
15	工事請負費				59,587		59,587
16	原材料費						
17	公有財産購入費						
18	備品購入費				19,988		19,988
19	負担金、補助及び交付金				38,473,437	296,073	38,769,510
20	扶助費				6,210,153		6,210,153
21	貸付金				715,088		715,088
22	補償、補填及び賠償金						
23	償還金、利子及び割引料				148,000		148,000
24	投資及び出資金						
25	積立金	1,538		1,538	264,362		264,362
26	寄附金				31,750		31,750
27	公課費				150		150
28	繰出金				2,512		2,512
	予備費						
	計	1,538	1,773	3,311	54,390,908	353,298	54,744,206
財源内訳	国庫支出金				5,467,380	42,429	5,509,809
	地方債				12,000		12,000
	その他	1,538		1,538	8,837,897	250,694	9,088,591
	一般財源		1,773	1,773	40,073,631	60,175	40,133,806

節 の 明 細

項 目	金額 (千円) 等	
3款 民生費		
1項 社会福祉費		
1目 社会福祉総務費		
負担金、補助及び交付金	生活福祉資金貸付事業推進費補助金	6,102
	鳥取県災害ボランティア隊派遣事業負担金	5,120
4目 老人福祉費		
負担金、補助及び交付金	施設開設支援事業補助金	17,400
	鳥取県介護基盤緊急整備事業補助金	106,789
2項 児童福祉費		
1目 児童福祉総務費		
負担金、補助及び交付金	市町村地域子育て創生事業費補助金	23,000
	家族でお出かけ応援事業補助金	33,000
	保育所緊急整備事業補助金	152,000
	保育所乳児途中受入円滑化事業費補助金	745
	認定こども園施設整備費補助金	△ 78,440
	認定こども園運営費補助事業補助金	△ 7,332
	特別支援保育体制強化事業費補助金	15,166
	保育対策等促進事業補助金	17,523
	病児・病後児保育事業環境整備事業補助金	5,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国庫支出金	地方債	その他		
平成23年度 看護職員養成奨学金	千円 28,800		千円 0		千円 28,800	千円	千円	千円	千円	28,800

<p>条 例 名 等</p>	<p>貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について</p>						
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 県内における看護職員の確保を図るため、看護職員奨学金の貸付けの対象者を拡大する等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 看護職員奨学金の貸付けの対象者に看護職員確保のための特別の入学枠により鳥取大学に入学した者を加える。</p> <p>○特別の入学枠 平成24年度から鳥取大学医学部（保健学科看護学専攻）が計画している将来、県内の医療機関において看護師、助産師の業務に従事する人材を養成する入学枠</p> <p><参考>看護職員奨学金の返還免除条件 大学卒業後2年以内に助産師免許又は看護師免許を取得した後、直ちに県内の病院・診療所等に常勤看護職員等として6年以上勤務した場合</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>医療機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全額免除</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・200床未満の病院 ・精神病床が80%以上の病院 ・診療所等 </td> </tr> <tr> <td>半額免除</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・200床以上の病院 ・看護職員養成施設（看護教育担当教員） </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 平成24年4月1日</p>		医療機関等	全額免除	<ul style="list-style-type: none"> ・200床未満の病院 ・精神病床が80%以上の病院 ・診療所等 	半額免除	<ul style="list-style-type: none"> ・200床以上の病院 ・看護職員養成施設（看護教育担当教員）
	医療機関等						
全額免除	<ul style="list-style-type: none"> ・200床未満の病院 ・精神病床が80%以上の病院 ・診療所等 						
半額免除	<ul style="list-style-type: none"> ・200床以上の病院 ・看護職員養成施設（看護教育担当教員） 						

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前							
知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。				知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。							
貸付金の種類		免除の条件		免除の範囲		貸付金の種類		免除の条件		免除の範囲	
略				略							
看護職員修学資金	県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（トに掲	略	看護職員修学資金等	県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める期間。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において看護職員の業	略				

第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。

イ～ニ 略

ホ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に掲げる医療型障害児入所施設(へに掲げるものを除く。以下「医療型障害児入所施設」という。)

へ 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第6条の2第3項の規定により厚生労働大臣が指定したもの(次項において「指定医療機関」という。)

ト 略

チ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)

リ 略

2 大学院の修士課程(大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の

第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者(鳥取大学において看護学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者を除く。)

又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

務(トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。

イ～ニ 略

ホ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条の4に規定する重症心身障害児施設(へに掲げるものを除く。以下「重症心身障害児施設」という。)

へ 児童福祉法第7条第6項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関(次項において「指定医療機関」という。)

ト 略

チ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)

リ 略

2 大学院の修士課程(大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の

		<p>博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程)を修了した日から1年以内に県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(二に掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。</p> <p>イ及びロ 略</p> <p>ハ <u>医療型障害児入所施設</u></p> <p>ニ～ハ 略</p> <p>略</p> <p>略</p>	
		<p>博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程)を修了した日から1年以内に県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(二に掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。</p> <p>イ及びロ 略</p> <p>ハ <u>重症心身障害児施設</u></p> <p>ニ～ハ 略</p> <p>略</p> <p>略</p>	
看護職員奨学金	<p>県内における看護職員(法第3条又は第5条に規定する助産師又は看護師をいう。以下この項において同じ。)の確保を図るため、<u>国立大学法人鳥取大学(以下「鳥取大学」という。)</u>において看護学を専攻する者(地域枠推薦入学又は看護職員確保のために設けられた特別の入学枠により入学した者に限る。)で、将来県内の病院又は診療所において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>1 鳥取大学を卒業した日から2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び第3号において同じ。)以内に助産師免許又は看護師免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において常勤の看護職員(病院又は診療所において定める看護職員の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する看護職員をいう。以下同</p>	略
		<p><u>奨学金</u></p> <p>県内における看護職員(法第3条又は第5条に規定する助産師又は看護師をいう。以下この項において同じ。)の確保を図るため、<u>鳥取大学</u>において看護学を専攻する者(地域枠推薦入学により入学した者に限る。)で、将来県内の病院又は診療所において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	略
		<p>1 鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において常勤の看護職員(病院又は診療所において定める看護職員の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する看護職員をいう。以下同じ。)又は常勤の看護教員(看護職員養成施設に常勤職員として採用された者で、看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事するものをい</p>	略

		じ。)又は常勤の看護教員(看護職員養成施設に常勤職員として採用された者で、看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事するものをいう。以下同じ。)の業務に従事し、当該施設において引き続き6年間その業務に従事したとき。 イ～ニ 略 ホ 医療型障害児入所施設へ及びト 略	
略		略	
3 第1号に該当する場合を除き、鳥取大学を卒業した日から2年以内に助産師免許又は看護師免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに同号に掲げるいずれかの施設において常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務に従事し、引き続き6年間その業務に従事したとき。		略	略
略		略	
略	略	略	略
医師養成確保奨	県内における医師の確保を図るため、大学(学校教育法第1条に規定する大学をいい、学校法人自治医科大学を除く。以下	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と	略

		う。以下同じ。)の業務に従事し、当該施設において引き続き6年間その業務に従事したとき。 イ～ニ 略 ホ 重症心身障害児施設へ及びト 略	
略		略	
3 第1号に該当する場合を除き、鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに同号に掲げるいずれかの施設において常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務に従事し、引き続き6年間その業務に従事したとき。		略	略
略		略	
略	略	略	略
医師養成確保奨	県内における医師の確保を図るため、大学(学校教育法第1条に規定する大学をいい、学校法人自治医科大学を除く。以下	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と	略

学
金

この項において同じ。)において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所(以下「指定病院等」という。)において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

認めるときは、知事がその都度定める期間)以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下単に「臨床研修」という。)を受け、当該研修を修了した日から起算して医師養成確保奨学金(以下この項において「奨学金」という。)の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(鳥取大学において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者(以下この項において「地域枠入学者」という。)以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間(当該期間が9年を超える場合にあつては、9年)とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間)内に、指定病院等において常勤医師(当該病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務

学
金

この項において同じ。)において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所(以下「指定病院等」という。)において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

認めるときは、知事がその都度定める期間)以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下単に「臨床研修」という。)を受け、当該研修を修了した日から起算して医師養成確保奨学金(以下この項において「奨学金」という。)の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(国立大学法人鳥取大学(以下「鳥取大学」という。)において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者(以下この項において「地域枠入学者」という。)以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間(当該期間が9年を超える場合にあつては、9年)とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間)内に、指定病院等において常勤医師(当該病院等にお

	<p>し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間(地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(当該期間が6年を超える場合にあっては、6年)以上通算して従事したとき。</p>		<p>いて定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間(地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(当該期間が6年を超える場合にあっては、6年)以上通算して従事したとき。</p>
略	略	略	略
略		略	
<p>備考</p> <p>1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、<u>看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号</u>、<u>看護職員奨学金の項免除の条件の欄第1号から第3号まで並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかつた期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。</u></p> <p>2 略</p>		<p>備考</p> <p>1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、<u>看護職員修学資金等の修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号</u>、<u>看護職員修学資金等の奨学金の項免除の条件の欄第1号から第3号まで並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかつた期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。</u></p> <p>2 略</p>	

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

区 分	<p>議会の委任による専決処分の報告について (11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成23年8月24日専決)</p>
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成23年8月24日専決処分したので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要 (1) 和解の相手方 東伯郡琴浦町 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を1割とし、県は、損害賠償金13,167円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故の発生年月日 平成23年5月10日</p> <p>イ 事故発生場所 東伯郡琴浦町大字八橋地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県中部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場内で走行していたところ、前方から突然右折してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (15) 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の 設定について (平成23年8月27日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 障害者自立支援法の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 児童デイサービス及び短期入所に係る鳥取県立皆成学園における使 用料の徴収について定めた規定中、引用する障害者自立支援法の条項 を改める。 (2) 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正 身体障害者手帳の交付を受けた者で一定のもの等の医療費のうち被 保険者等負担金を助成する市町村に対して交付する補助金の額を定め た規定中、引用する障害者自立支援法の条項を改める。</p> <p>3 施行期日 平成24年4月1日とする(2)の一部を除き、障がい者制度改革推進本部 等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障 害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22 年法律第71号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（別途政令で定 める日（平成23年10月1日施行予定））とする。</p>

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第14項に規定する自立訓練、<u>同条第15項に規定する就労移行支援及び同条第16項に規定する就労継続支援</u>に限る。)を行う法人又は同法第77条第1項第4号に規定する事業において同法第5条第22項に規定する地域活動支援センターを経営する法人が所有する自動車専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供するもの</p> <p>(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車専らその事業の用に供するもの(通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。)</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 障害者自立支援法第5条第7項に規定する生活介護に係る事業</p> <p>エ 障害者自立支援法第5条第8項に規定する児童デイサービスに係る事業</p> <p>オ 障害者自立支援法第5条第9項に規定する短期入所に係る事業</p> <p>カ 障害者自立支援法第5条第14項に規定する自立訓練に係る事業</p> <p>(8)～(12) 略</p>	<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第13項に規定する自立訓練、<u>同条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に規定する就労継続支援</u>に限る。)を行う法人又は同法第77条第1項第4号に規定する事業において同法第5条第21項に規定する地域活動支援センターを経営する法人が所有する自動車専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供するもの</p> <p>(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車専らその事業の用に供するもの(通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。)</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 障害者自立支援法第5条第6項に規定する生活介護に係る事業</p> <p>エ 障害者自立支援法第5条第7項に規定する児童デイサービスに係る事業</p> <p>オ 障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所に係る事業</p> <p>カ 障害者自立支援法第5条第13項に規定する自立訓練に係る事業</p> <p>(8)～(12) 略</p>

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条第13項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（<u>同条第7項</u>に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（<u>同条第6項</u>に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p>

第3条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（次号に</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条第13項</u>に規定する障害者支援施設（次号に</p>

<p>において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 略</p>	<p>において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 略</p>
---	---

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(知的障害児施設における使用料等の徴収)</p> <p>第7条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)</p> <p><u>第5条第8項</u>に規定する児童デイサービス(次条において「児童デイサービス」という。)及び同法<u>第5条第9項</u>に規定する短期入所(次条及び第9条において「短期入所」という。)に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の措置による利用については、この限りでない。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(知的障害児施設における使用料等の徴収)</p> <p>第7条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)</p> <p><u>第5条第7項</u>に規定する児童デイサービス(次条において「児童デイサービス」という。)及び同法<u>第5条第8項</u>に規定する短期入所(次条及び第9条において「短期入所」という。)に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の措置による利用については、この限りでない。</p> <p>2及び3 略</p>

(鳥取県特別医療費助成条例の一部改正)

第5条 鳥取県特別医療費助成条例(昭和48年鳥取県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)<u>第5条第19項</u>に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者(以下「自立支援医療未申請者」とい</p>	<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)<u>第5条第18項</u>に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者(以下「自立支援医療未申請者」とい</p>

う。)を除く。)に係る被保険者等負担金の助成 に要する経費の額の2分の1に相当する額 ア及びイ 略 (2)及び(3) 略 3～9 略	う。)を除く。)に係る被保険者等負担金の助成 に要する経費の額の2分の1に相当する額 ア及びイ 略 (2)及び(3) 略 3～9 略
--	--

第6条 鳥取県特別医療費助成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(助成) 第3条 略 2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 (1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第23項に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者(以下「自立支援医療未申請者」という。)を除く。)に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額 ア及びイ 略 (2)及び(3) 略 3～9 略	(助成) 第3条 略 2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 (1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第19項に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者(以下「自立支援医療未申請者」という。)を除く。)に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額 ア及びイ 略 (2)及び(3) 略 3～9 略

附 則

この条例は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第3条及び第6条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

区分	議会の委任による専決処分の報告について (17) 鳥取県障害者施策推進協議会条例の一部改正について (平成23年9月1日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 障害者基本法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 鳥取県障害者施策推進協議会条例の目的及び鳥取県障害者施策推進協議会の所掌事務について定めた規定中、引用する障害者基本法の条項を改める。</p> <p>3 施行期日 (1) 施行期日は、障害者基本法の一部を改正する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日とする。ただし、(2)は、公布日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

鳥取県障害者施策推進協議会条例（昭和47年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、鳥取県障害者施策推進協議会の設置に関し必要な事項を定めるとともに、障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第36条第3項</u>及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条第3項の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 障害者基本法<u>第36条第1項各号</u>に掲げる事務</p> <p>(2) 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、鳥取県障害者施策推進協議会の設置に関し必要な事項を定めるとともに、障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第26条第3項</u>及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条第3項の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 障害者基本法<u>第26条第2項各号</u>に掲げる事務</p> <p>(2) 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の公布の日から施行の日の前日までの間における改正前の鳥取県障害者施策推進協議会条例の規定の適用については、同条例第1条中「第26条第3項」とあるのは「第34条第3項」と、同条例第3条第1号中「第26条第2項各号」とあるのは「第34条第2項各号」とする。

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	中部総合事務所	物品 保守	ノートパソコン	1台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	198,450	平成23年5月1日 ～平成26年3月31日	鳥取県中部総合事務所 福祉保健局
2	西部総合事務所	物品 保守	ノートパソコン	1台	広島県広島市中区八丁堀3番33号 リコーリース株式会社 中国支社	22,200	平成23年5月1日 ～平成24年4月30日	鳥取県西部総合事務所 福祉保健局